

山口市地域包括支援センターの事業評価方針

令和7年8月

高齢福祉課

山口市地域包括支援センターの事業評価方針

地域包括支援センターの業務改善や運営の質的向上を図ることを目的として、令和6年度の運営状況の業務評価を行う。対象は、中央・北東・北東第2・鴻南・川西・川西第2・川東地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター（徳地・阿東分室）の計9箇所とする。

評価の実施体制及び評価対象期間、評価項目、評価方法は、「山口市地域包括支援センター業務評価実施要領」に基づき行う。

（評価の流れ）

- 1 各地域包括支援センターが自己評価を実施する。
※国が示す「評価指標（地域包括支援センター用）」（別添1）の評価基準を基に自己評価を行う。
- 2 自己評価や「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準」、各地域包括支援センターの運営状況等を基に高齢福祉課が評価案を作成する。
- 3 運営協議会（令和7年11月開催）において、評価案を基に評価する。
- 4 評価結果を委託先法人に通知する。
※評価結果を次年度の委託先選定の判断材料として使用する。

（参考）山口市地域包括支援センター業務評価実施要領

山口市地域包括支援センター業務評価実施要領

1 目的

山口市（以下「市」という。）が各日常生活圏域に設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営状況を公平かつ適正に分析することにより、業務の実施状況、センターが抱える課題を把握し、センターがこの課題を解決する取り組みを実施することで、業務の改善、センター運営の質的向上を図ることを目的とする。

2 評価の実施体制

市健康福祉部高齢福祉課が評価案を作成し、それを基に市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が、センターの運営状況を適切かつ専門的に評価する。

3 評価対象期間及び項目

評価対象期間は評価実施年度の前年度とし、評価する項目は、次のとおりとする。

- ① 地域包括ケアシステムの構築・推進
- ② 組織・運営体制
- ③ 総合相談支援事業
- ④ 権利擁護事業
- ⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ⑥ 地域ケア会議
- ⑦ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- ⑧ 包括的支援事業（社会保障充実分）

4 評価の方法

- ① センターは、市町村及び地域包括支援センターの評価指標（以下「評価指標」という。）に基づき業務の検証を行い、自己評価を行う。
- ② 市は、自己評価の報告を受け、各センターの運営状況及び、別に定める「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性の評価基準」に基づき実施した評価結果や相談件数等の活動実績も踏まえ、各センターの運営状況について評価案を作成する。
- ③ 運営協議会は、評価案を基に事業内容等を評価する。

5 評価の活用

センターが評価指標に基づき自己評価を行うことで、センター職員が業務を振り返り、業務改善点や課題の整理など行う機会となり、また、評価結果の通知を行うことにより、今後の事業運営のレベルアップを図るものとする。

6 評価結果の通知等

- ① 評価の結果については、センターの公正・中立性を確保する観点から、次年度のセンター業務の委託先法人を選定するための判断材料とする。
- ② 市は、運営協議会終了後、評価結果を各センターに通知する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、業務評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準

1 趣旨

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価については、この評価基準に基づき、高齢福祉課において実施するものとする。

2 評価対象

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントにおける特定事業所へのサービス集中状況

3 評価方法

各年度で、市が定める特定月に作成された介護予防プランのうち、①介護予防訪問介護及び訪問型サービス、②介護予防通所介護及び通所型サービスの各サービスが位置づけられているものに関し、最もその件数の多い特定の事業者が提供するサービスへの集中状況を評価する。

具体的には、次の方法により特定の事業者の占有率 A を算定し、次の判定基準数値を超えている地域包括支援センターを抽出する。

判定基準数値を超えて、「課題ありと推定」された地域包括支援センターに対し、その理由についてヒアリングを実施する。

① 介護予防訪問介護及び訪問型サービス

$$\frac{\text{特定の事業者の介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数}}{\text{介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数}} = A$$

【判定基準数値】

$$A \leq 50\% \rightarrow \text{課題なし}$$

$$A > 50\% \rightarrow \text{課題ありと推定}$$

② 介護予防通所介護及び通所型サービス

$$\frac{\text{特定の事業者の介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数}}{\text{介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数}} = A$$

【判定基準数値】

$$A \leq 50\% \rightarrow \text{課題なし}$$

$$A > 50\% \rightarrow \text{課題ありと推定}$$

4 課題がある地域包括支援センターに対する指導

ヒアリングの結果、正当な理由がなく、課題があると認められる地域包括支援センターについては、判定基準数値以下とする目標時期を明示した是正計画を提出させるなど、指導を行うものとする。

なお、やむを得ないとする正当な理由は、次の各号を参考に判断を行うものとする。

- (1) 当該圏域のサービス事業所が少数である場合
- (2) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- (3) その他やむを得ない理由として市が認めた場合

5 山口市地域包括支援センター運営協議会への報告

前項により地域包括支援センターを指導した結果等については、市地域包括支援センター運営協議会にその概要を報告するものとする。

6 判定基準数値の見直し

判定基準数値については、必要があるときは、市地域包括支援センター運営協議会に諮った上で、見直しを行うものとする。

【参考】サービスの偏りにかかる正当な理由の例

- ・サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ・当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 等

評価指標（地域包括支援センター用）

目次

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進	3
2. 組織・運営体制	4
3. 総合相談支援事業	9
4. 権利擁護事業	13
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	15
6. 地域ケア会議	18
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	20
8. 包括的支援事業（社会保障充実分）	22

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	A 人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する。	・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			B 介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか		・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか		・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を <u>満たしていない</u> ものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			D 相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか		・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況

2. 組織・運営体制

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
2	1	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	A 市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえて、事業計画の作成、重点目標を設定し、必要に応じて業務改善を図っているかを評価する。	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			B 当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか		・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			C 市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか		・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			D センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか		・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
3	2	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	A センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか	センター機能を効果的に発揮できるように、センター長等を中心として、センターの業務量の最適化を図りながら、個々の職員の専門性を踏まえたチームアプローチができているかを評価	・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ここでの文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ・センター業務の責任者がいない場合は、項目を <u>満たしていない</u> ものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況

			B	センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか	する。	・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・会議等の形式は問わない。	前年度実績	
			C	センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行なっているか		・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか		・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	
			E	【市町村により選択】 センター業務に ICT を活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいるか		・例えば、職員毎のパソコンやタブレットの配布、Wi-Fi の整備、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るための AI の導入などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

4	3	センター職員の人材確保および育成を図る	A	センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	センター職員の人材確保、定着、育成のために、研修やメンタルヘルス対策を行う体制を整え、対応しているかを評価する。	・職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか		・センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。	前年度実績	
			C	センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修(Off-JT)に参加できるようにしているか		・センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。	前年度実績	
			D	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか		・メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			E	【市町村により選択】 スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えているか		・スーパービジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合など、いずれも項目を満たしているものとして取り扱う。 ・コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

5	4	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	A	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、個人情報の取り扱いに留意する体制を整備するとともに、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制を構築して、実践できているかを評価する。	・データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか		・持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告（共有）の体制を構築しているか		・市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか		・例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。 ・センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。	評価実施年の4月末時点の状況	
			E	【市町村により選択】 センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備しているか		・利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。 ・市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	

6	5	【市町村により選択】＊中間アウトカム指標＊ センター職員の定着率	組織運営に関する取組の結果を評価する。	＜算出方法の例＞ ・（評価実施年の4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数）÷（評価実施年の4月末時点の職員数）×100	左記参照	－
---	---	-------------------------------------	---------------------	---	------	---

3. 総合相談支援事業

活動目標			取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
7	1	地域包括支援ネットワークを構築する	A	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	すべてのセンター業務の基盤であり、ニーズ発見や支援機能等を果たす地域包括支援ネットワークを構築できているかを評価する。	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか		・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか		・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できしており、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	【市町村により選択】 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築しているか		・関係者と意見交換をする機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
8	2	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	A	相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか	総合相談の実績を市町村と共有し、市町村と協働しながら総合相談を実践できているかを評価する。	・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告しているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。	前年度実績	並列

			B	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか		・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ているか		・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D	相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしているか		・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者や内容等は問わない。	前年度実績	

9	3	家族介護者支援に取り組む	A	夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか	家族介護者が相談しやすい環境を整備し、早期に課題を発見し、必要な支援につなげることができているかを評価する。	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 ・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っているか。		・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C	家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか		・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか		・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。	前年度実績	
			E	【市町村により選択】 家族介護者に対する予防的な取組を行なっているか		・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、サロン等）などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
10	4	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	A	相談者ととともに複合的な課題を整理してニーズを明確にしているか	ニーズ把握や相談内容の整理等を行った後、記録に残すのみではなく、複合的な課題を持つ世帯の特徴を把握し、相談体制の強	・複合的な課題を持つ世帯とは、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列

			B	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか	化や整備につなげることができているかを評価する。	・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			C	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか		・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか		・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
11	5	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数			地域包括支援ネットワークの構築状況を評価する。	＜記載方法の例＞ ・前年度に総合相談として対応した件数を記載する。	左記参照	－
12	6	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 1年間の相談件数			総合相談の対応状況を評価する。	＜記載方法の例＞ ・前年度にセンターで対応した相談件数について記載する。	左記参照	－
13	7	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数			総合相談の対応状況を評価する。	＜記載方法の例＞ ・前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。	左記参照	－

4. 権利擁護事業

活動目標			取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	
14	1	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	A	市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護ができていないかを評価する。	・データまたは紙面で市町村から共有され、それをすべてのセンター職員が確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村が判断基準を共有していない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B	消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか		・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			C	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか		・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか		・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			E	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか		・実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			F	【市町村により選択】 センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか		・高齢者虐待に関する研修など権利擁護に関する研修をすべての職員が受講している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

15	2	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 権利擁護に関する相談件数	権利擁護に関する総合相談の対応状況の評価する。	＜記載方法の例＞ ・前年度にセンターで対応した相談件数のうち権利擁護に関する相談件数を記載する。	左記参照	－
16	3	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 成年後見制度の申立て支援件数	成年後見制度の申立てへの支援状況の評価する。	＜記載方法の例＞ ・前年度の市町村長申立て支援と本人・親族による申立て支援全てのケース数を記載する。	左記参照	－

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別
17	1	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行うことができるかを評価する。	・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、項目を <u>満たしていないもの</u> として取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
				・介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・主催は問わない。	前年度実績	
				・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
				・地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。	前年度実績	
				・データまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。	評価実施年の4月末時点の状況	

15

18	2	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	指定介護予防支援事業者の指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画について、センターと協議して市町村が定めた検証方法に沿って、適切に検証を行っているかを評価する。	・市町村の方針がない場合には、項目を <u>満たしていない</u> ものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	段階
			B	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか		・市町村の方針がない場合には、項目を <u>満たしていない</u> ものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			C	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか		・市町村の方針がない場合には、項目を <u>満たしていない</u> ものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	【市町村により選択】 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか		・地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の主催は問わない。	前年度実績	

16

19	3	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 介護支援専門員からの相談受付件数	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況を評価する。	＜記載方法の例＞ ・前年度の介護支援専門員からの相談件数を記載する。	左記参照	－
----	---	--	--------------------------------	---------------------------------------	------	---

6. 地域ケア会議

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
20	1	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	A	個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築を行えるように、地域ケア会議を活用できているかを評価する。	・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。	評価実施年の4月末時点の状況	並列
			B		・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			C		・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。	評価実施年の4月末時点の状況	
			D		・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	
			E		・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

21	2	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	A	センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性のある課題を抽出しているか	地域ケア会議で把握した地域課題に対して、適切に対応することができているかを評価する。	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村に伝えているかどうかは問わない。	前年度実績	並列
			B	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか		・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。	前年度実績	
			C	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか		・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			D	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出しているか		・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
22	3	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数			地域ケア会議の活用状況を評価する。	＜記載方法の例＞ ・前年度に、センター主催の地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、市町村レベルの地域ケア会議に報告した数を記載する。 ・地域課題としては、例えば、移動困難、買い物困難、通いの場の不足、脆弱な地域の見守り体制、多職種連携困難などが挙げられる。	左記参照	－

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標		取組内容 （ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム）		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
23	1	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	A	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	市町村の方針に基づき、センター職員や介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施しているかを評価する。	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			B	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか		・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。	評価実施年の4月末時点の状況
			C	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか		・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			D	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか		・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況
			E	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか		・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況

			F	【市町村により選択】 介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために、要支援者または事業対象者の日常生活の自立度の変化について、定期的な評価を行っているか		・日常生活の自立度の変化を把握するための指標として、例えば、ADL、IADL、バーセルインデックス等が考えられる。 ・要支援者または事業対象者のうち、日常生活の自立度が維持・改善した人の割合などにより、介護予防ケアマネジメントの成果を評価している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
24	2	【市町村により選択】＊中間アウトカム指標＊ 介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合		介護予防ケアマネジメントの結果を評価する。	＜算出方法の例＞ ・前年度のある時点の介護予防ケアマネジメント対象者のうち、例えば、基本チェックリストの合計点が前回調査より減少または変化がなかった者、要支援または要介護に移行しなかった者などの割合。 ・各市町村の人口構造等により実情が異なると考えられることから、上記例示の他にも様々な指標が中間アウトカムとなり得ることが想定される。	左記参照	－	

8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動目標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別
25	1	事業間連携を推進する	A	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	・相談の回数は問わない。	前年度実績	並列
			B	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか	・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いずれとも協議している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	
			C	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか	・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	

			D	包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか		・在宅医療・介護連携推進事業による実施が否か、また、参加回数は問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。	前年度実績	
			E	【市町村により選択】 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進しているか		・地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。 ・地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。	前年度実績	
26	2	【市町村により選択】＊アウトプット指標＊ 医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数			医療関係者との連携状況を評価する。	＜記載方法の例＞ ・在宅医療・介護連携推進事業に限らず、前年度に医療関係者と合同で実施した事例検討会や勉強会の数を記載する。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。	左記参照	－

地域包括支援センターの事業に係る評価指標の見直しについて

地域包括支援センターの事業に係る国が定める評価指標については、策定から5年間、センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村との連携強化のためのコミュニケーションツールとして寄与してきたところ、今般、法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、**評価指標の体系化・簡素化**を図りつつ、**市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価**を行うための見直しを行う。

<見直しの具体的なポイント>

- ① 目標ごとに指標を統合し**体系化・簡素化**を図るとともに、センター指標・市町村指標を一対一対応ではなく、個々の機能に応じた内容に見直し
 - ② 人口規模や地域課題等の圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定
 - ③ 中長期的な視点に立った目標に応じた達成状況の評価を定量的に行うため、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定
- ※ このほか評価を可視化（数値化）できるよう市町村が柔軟に項目ごとの配点を設定できるよう見直し

(見直しのイメージ)

